

第16回熊本地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成20年3月12日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 熊本地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)石井浩,古賀寛,崎坂誠司,杉山幸宏,高木絹子,高宗みさ子,田上美智子,浜岸和洋,原賀雅子,布田君代,古島幹雄,松本和雄,宮崎久義,山本理(五十音順)

(列席者)野島秀夫刑事部総括判事,事務局長,刑事首席書記官,事務局次長

(庶務)総務課長(書記)

第2 議事概要

1 開 会

2 熊本地方裁判所長あいさつ

3 意見交換

意見交換(分かりやすい評議の在り方について)に先立ち,野島刑事部総括判事から,評議についての裁判所のスタンス,評議の在り方,現時点での当庁における検討結果等について説明を行った。

その上で,前回の模擬評議をモニター視聴した際の感想について,評議での説明の仕方等について,評議における裁判官の役割について,量刑資料の在り方について,それぞれ意見聴取。

主な意見は次のとおり。

前回の模擬評議は,本番さながらの臨場感があった。しかし,プロである裁判官と素人の裁判員とでは差があり,議論というより,裁判員が裁判官に教えてもらっているように感じた。議論をする際,最初に論点を3つ程に絞った上で選択させるようにするとよいのではないかと。

また,裁判官が評議の場で裁判員を番号で呼んでいたことに違和感を覚

えた。評議は非公開なので、苗字で呼んでも構わないのではないか。

裁判員を氏名ではなく番号で呼ぶのは、裁判員の匿名性を確保することで、裁判員のプライバシー保護を図るためである。確かに評議は非公開であるが、他の裁判員に名前を知られたくない方もいるだろうし、評議の場では、裁判員の住所や職業などのバックグラウンドに関しても、一切話さないようにしている。

裁判員は刑事裁判に馴れていないので、裁判官にある程度争点を明示してもらおうなど、リードしてもらう必要があるように思う。また、模擬評議では裁判官も裁判員も時間に追われている印象があり、本番でも、裁判員が自分の意見や考えをまとめる時間が乏しくなるのではないかと危惧した。実際の裁判では、進行の方向性を示した上で、争点を明らかにした方がよいのではないか。

確かに模擬裁判では時間の制約があったように思う。実際の裁判員裁判では、一般的な事件で審理期間が3日間程度と想定されており、それを例にとると、2日間で審理を終え、最終日に評議を行うようなスケジュールが考えられるが、実際の裁判では、必ずしもスケジュールどおりに評議が進むものではないし、評議に時間の制約を設けるべきではないと考える。

裁判官がポイントを示して、裁判員をリードしてもらわないと分かりにくいという御指摘に関しては、例えば、これから行われる証人尋問のどこがポイントかを、中間評議で事前に裁判官から説明しておくことで、そこに集中して尋問が聞けるようになり、裁判員が争点を把握した上で、自分の結論を導くことができるようになるというのが審理や評議の理想であると考えられる。それに向けて模擬裁判や模擬評議を行っているというのが現状であり、また地裁委員会などの機会に御意見を伺って参考にさせていただいている。

裁判官にとっても、裁判員裁判は初めてのことであり、模擬評議などで、

裁判員の御意見を伺いながら試行錯誤している。しかし、模擬裁判でも、公判の中で裁判員が質問をされることがあり、裁判員裁判によって、こうした機会が得られてとても良いことだと感じている。

また、質問の仕方が分からない裁判員に替わって、裁判長が質問する場合もある。

模擬評議では、陪席裁判官も役割を分担していて、争点も分かりやすかったと思う。ただ、裁判員から見れば裁判官はプロなので、裁判官の言葉は重いものと受け止める。裁判員にとっては、経験の浅い左陪席の裁判官でも、裁判長でもその発言に対しての受け止め方は変わらない。前回は模擬評議で、例えば、包丁を持っていたら殺意があると思うという趣旨の発言を陪席裁判官がしていたが、裁判員は、裁判官が言っているからそうなんだと感じてしまって、その発言に拘束されて、他の客観的な証拠についての検討がなされなくなるのではないかと感じた。裁判官の説明の仕方、議論の進め方、言葉の使い方などは、評議においてはかなり重要な要素となる。恐らく、模擬評議では、役割分担をしたり、発言内容についても様々な試みをされている部分も多くあったと思う。今後も模擬裁判等で得た経験を数多く蓄積していくことが大切だ。

裁判員として刑事裁判に一般市民が参加して自由に発言するためには、事件の内容や、刑事裁判の用語や手続の流れも理解していないと難しいが、裁判員は初めて会う人達同士であるし、ましてや裁判官は近寄り難い存在なのに、そうした状況の中でちゃんと発言出来るのか不安だ。

選任手続終了後は、裁判官と裁判員役で、自己紹介をしている。自己紹介をする際、裁判員には、裁判官が日ごろどんな仕事をしているか、裁判長と陪席裁判官からそれぞれ説明したり、昼食も一緒に取って、直接裁判に関係のない雑談などを通して、裁判員と打ち解けて話し合い、何でも思ったことは率直に発言しても差し支えないということを理解してもらえよ

う配慮している。実際に、模擬評議の前に裁判員には、裁判官と同じことをしていただくというのではなく、国民の感覚を裁判に反映させていただくことが大切なので、分からないことがあれば、どこが分からないか教えて欲しいと言っている。そして、分からないことがあれば、それについて一緒に考え、また説明させてもらっている。

量刑に関する資料の提示の時期については、どのように考えるか。

相場というか、こういう犯罪はだいたいどれ位の量刑になるのか、裁判員にとっては分からないから、早い段階で提示してもらった方がよいのではないか。私は以前、模擬裁判に参加したが、評議の際、量刑の議論まで十分に尽くせなかった。最初から提示しておいた方が評議の時間が短縮されると思う。

最初に量刑に関する資料を提示する場合、例えば、執行猶予が付かない事案について裁判員が執行猶予を付けた方がいいのではないかと考えた場合に、そういう意見が言いにくくなるという面は出てくるのではないか。

裁判員は、そもそも量刑の基準が分からないので、やはり、最初に過去の事例を示してもらった方が良いのではないかと。そうすることで、過去の判例では実刑が多いが、この事案については執行猶予にすべきだ、という判断も生まれてくると思う。

確かにそういう面もあると思うが、最初に量刑資料を提示すると、裁判員の率直な意見が出にくいということも考えられる。そうしたところが、これまでの刑事裁判の連続性と国民の意見を裁判に取り入れることによる転換という、国民参加の裁判員裁判の意義と限界ではないかと思われる。

4 次回のテーマ

法テラスの現状と今後の課題等及び裁判所としての連携の在り方等について

5 次回開催期日

平成20年6月25日(水)午後1時30分